

# 産業廃棄物 適正処理 ガイドブック



 八王子市

リサイクルマスコット「クルリ」

# 目 次

はじめに	1
産業廃棄物とその処理（基本編）	2
1 産業廃棄物と一般廃棄物	2
2 処理を委託するには	3
3 マニフェストの使い方	5
4 マニフェストが戻ってきたら	6
5 書類の管理	7
 資料 1 産業廃棄物の種類と具体的な例	8
資料 2 産業廃棄物の処理の基準	10
資料 3 産業廃棄物の委託の基準	14
資料 4 委託契約書の記載事項	15
資料 5 マニフェスト（産業廃棄物管理票）	17
資料 6 罰則	23
資料 7 「産廃工キスパート」・「産廃プロフェッショナル」認定制度 （第三者評価制度）	24
産業廃棄物 Q&A	25
問い合わせ先	29

ここでは法律等の規定から、廃棄物の区分や委託契約の決まり、廃棄物の管理伝票であるマニフェストの使用方法など、排出事業者となる皆さんにとって、必須の基本的部分を集約して説明しています。

本書により“産業廃棄物に関する基礎的知識”や“現在行っている処理方法が適切かどうか”を再確認いただけるかと思います。

また、事業者の皆さんが機会をみつけて、可能な範囲で定期的に確認することにより、生活環境の保全や適正処理の確保に大きな効果が見込まれています。

どうぞ、ご活用ください。

# はじめに

## 「産業廃棄物は排出事業者が処理する」のが原則です

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、”事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する”という基本的原則があります。【法第3条】

特に、産業廃棄物は量の多少にかかわらず、排出事業者である皆さんが、責任を持って保管、運搬、処分をしなければなりません。また、その際には処理基準を守る必要があります。

【法第12条】(→p.10 資料2)

もし基準を守らない処理等をした場合、罰金等の刑罰や行政処分が科せられます。

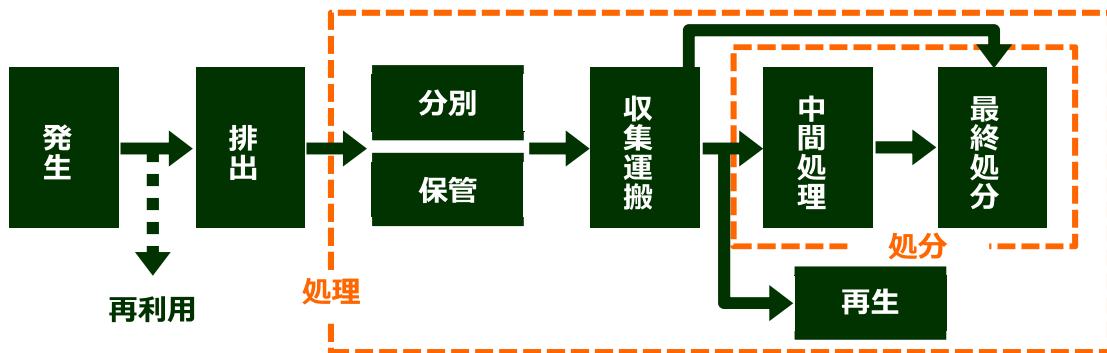


図1 産業廃棄物の処理

八王子市内的一般廃棄物の処理は、基本的に八王子市が行います。

仕事から出た廃棄物でも、産業廃棄物(→p.8表2、p.9表3)以外のものは、事業系一般廃棄物となります。事業系一般廃棄物の扱い等については八王子市の廃棄物対策課にご相談ください。

## 廃棄物の排出や処理をする際にも法律があります

廃棄物についての法律

### 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

#### ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和45年12月25日 法律第137号

#### ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(政令)

昭和46年9月23日 政令第300号

#### ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(省令)

昭和46年9月23日 厚生省令第35号

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、通称として「廃掃法」、「廃棄物処理法」と呼ばれています



リサイクルマスコット「クルリ」

# 産業廃棄物とその処理（基本編）

## 1 産業廃棄物と一般廃棄物

### 廃棄物には区分があります

このガイドブックでは、「ごみ」ではなく「廃棄物」という言葉を使っています。この場合の「廃棄物」は、「ごみ」だけでなく、自分で利用したり他人に有償で売却できないために不要となつた固形状または液状のもの全てを指しています。そして、「廃棄物」は図2のように「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大きく分類されます。

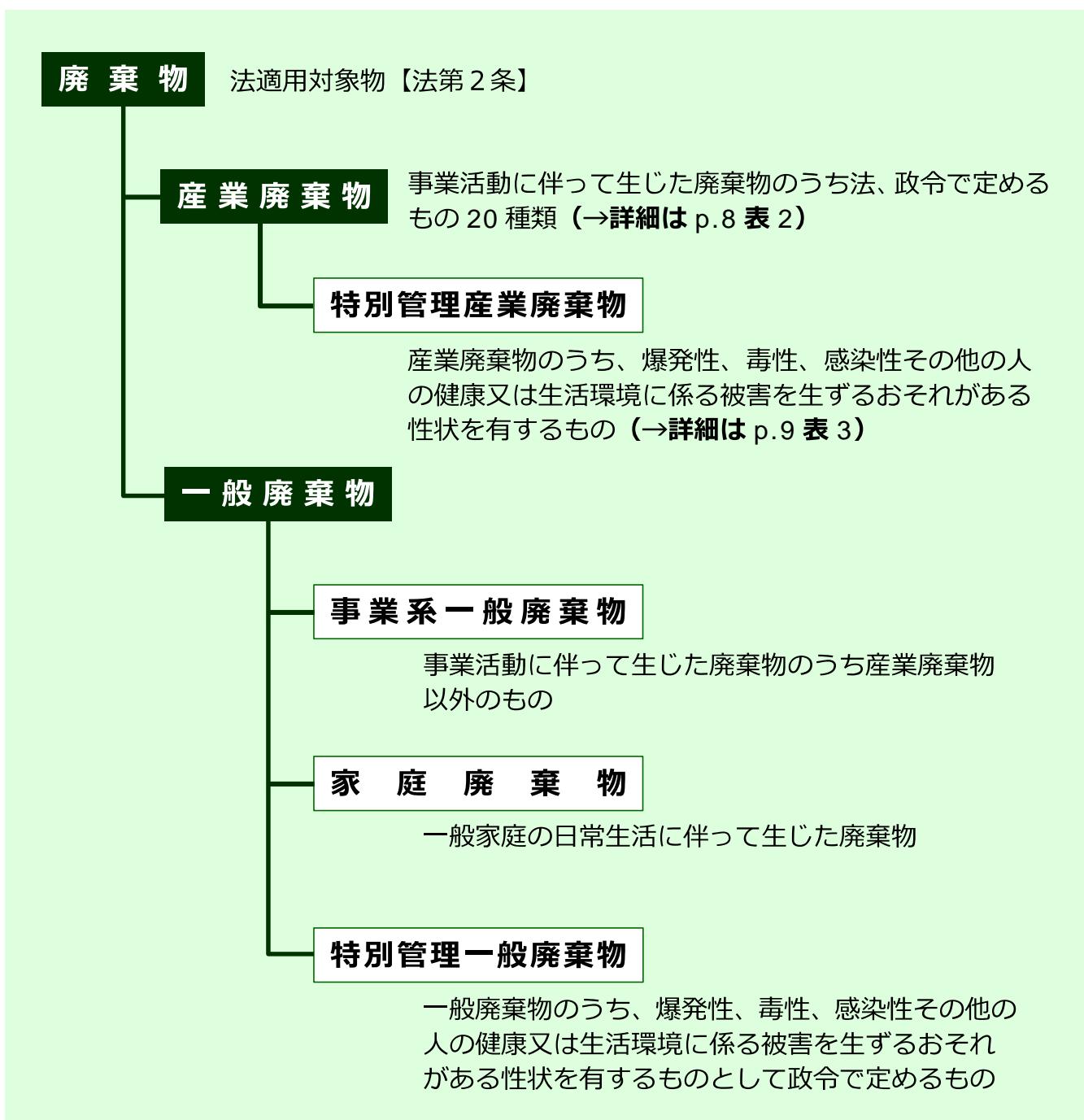


図2 廃棄物の区分

## 2 処理を委託するには

### 委託基準を守れば、許可業者に処理を委託することができます

p.1 「はじめに」のとおり、産業廃棄物は排出事業者である皆さんが責任を持って保管し、処理（運搬、処分）しなければなりませんが、場所や人手の関係などから、法律の基準に従つて自ら処理できる方はほとんどいないのではないでしょか？

自ら処理できない場合は、**委託基準**（→p.14 資料 3）に従つて、都道府県等の許可を受けた許可業者に産業廃棄物の**処理を委託**することになります。

※建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理については、その建設工事の元請負人が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有することになります。【法第 21 条の 3】

### 許可業者等に処理委託する際には契約書が必要です

産業廃棄物の委託処理（収集運搬、処分）の契約には、収集運搬用と処分用で 2 通りの委託契約書（→図 3）を作成して契約する必要があります。また、この契約書には、処分先や料金など、資料 4（→p.15）に掲げる項目が含まれなければなりません。

もし適正な契約を結ばなかった場合、委託基準違反となり、罰金等の刑罰が科せられます。

※委託基準については法第 12 条第 5 項及び第 6 項で定められています。

契約は口頭ではなく、必ず書面で行わなければなりません。

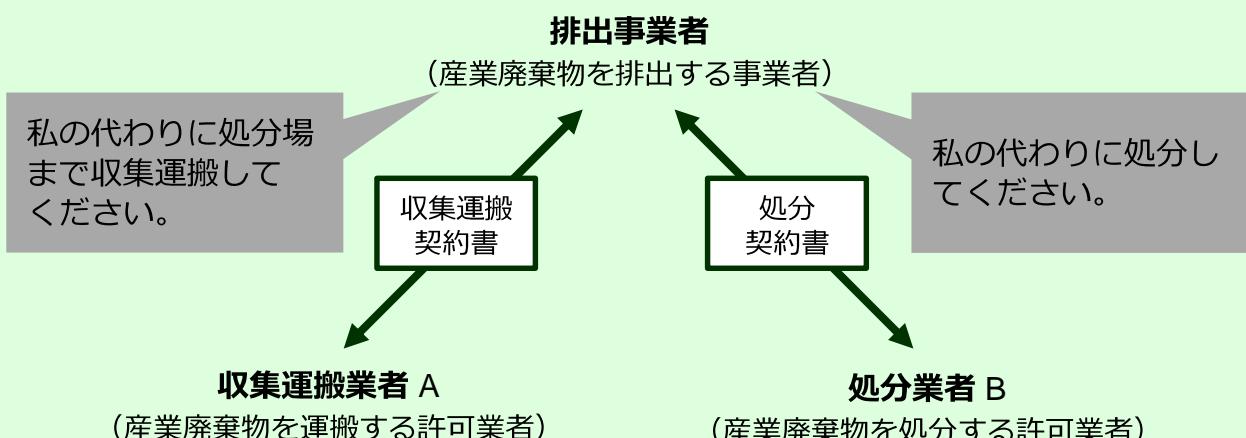


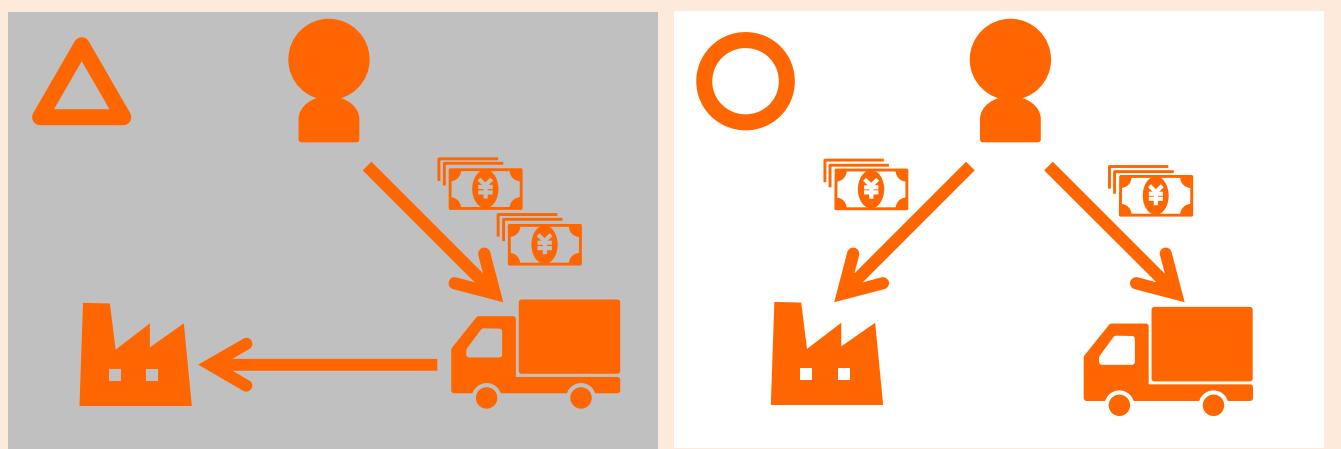
図 3 契約の仕方

## コラム 01 別々の契約、別々の支払い

法令で収集運搬と処分の委託は、それぞれ委託契約を結ぶように決まっています。この背景として、「金は払うから、この産廃を持っていってくれ。」という具合に、収集運搬業者へ一任する事業者がおり、結果として不適正な処理が行われてしまったことがあったからです。また、収集運搬から処分へのルートが確保されていても、排出事業者が収集運搬業者へ預けた処分代金から、適正処理に必要な金額が処分業者に渡らないため、不法投棄されてしまった事例もありました。

それでは、委託料金の支払いはどのようにすれば良いのでしょうか？

法律では、契約書に料金を記載することが義務づけられていますが、支払い方法については規定がありません。しかし、収集運搬と処分の料金をまとめて収集運搬業者へ支払っていたことが、不適正処理の温床となっていた経緯を考慮すると、料金は収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うことが最も望ましいと考えられます。

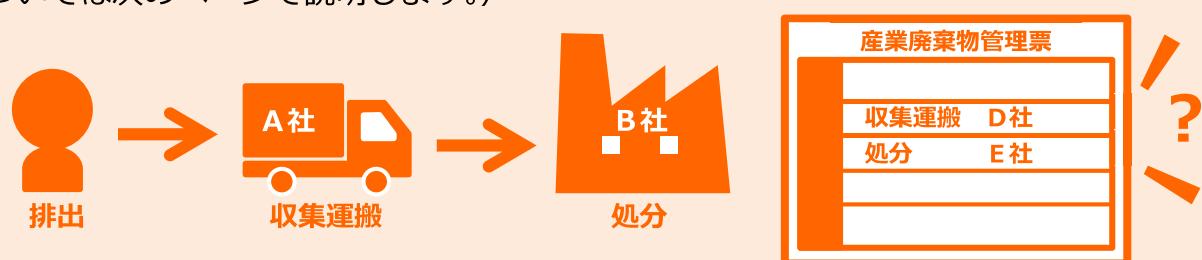


## コラム 02 再委託の禁止について

産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者は、原則として自分が受けた仕事を別の業者に任せ（再委託）はいけないとされています。これは再委託により責任の所在があいまいになることが、不法投棄等に結びつくおそれがあるからです。

なお、再委託を行う場合には、事前に書面により排出事業者の承諾を受けることなど、再委託基準【法第 14 条第 16 項】に従うことが必要です。

皆さんも、収集運搬に来た業者が契約した業者か、戻ってきた産業廃棄物管理票（マニフェスト）に契約した業者名が記載されているか、十分に注意してください。（マニフェストについては次のページで説明します。）



### 3 マニフェストの使い方

#### 産業廃棄物の処理委託にはマニフェストが必要です

商品の受け渡しを例に考えてみましょう。もしも配達伝票がなかったら、誰からの注文か、どこへ届ければよいのか、それどころか全部届いたのかどうかも分かりません。それは、商品を産業廃棄物に置き換えると同じです。

そこで、産業廃棄物を許可業者に引き渡す際には、マニフェスト（産業廃棄物管理票）と呼ばれる伝票を交付する決まりになっています。

##### マニフェストの交付

排出事業者である皆さんがあらかじめ用意したマニフェストに、産業廃棄物の中身（種類）や量を確認して必要事項を記入します。そして、その伝票を委託する産業廃棄物と共に、許可業者へ引き渡します。

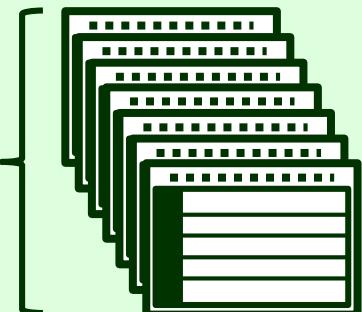
##### 記入する内容(→詳細は p.17 資料 5)

- ①渡すのはどんな産業廃棄物なのか
- ②量はどのくらいあるのか
- ③どの収集運搬業者がどこへ運ぶのか
- ④どの処分業者が処分するのか（最終処分も含む）

##### マニフェストの姿

複写式 7 枚綴りの形式が一般的です。

- 7 枚綴り
- ・ A 票
  - ・ B1 票
  - ・ B2 票
  - ・ C1 票
  - ・ C2 票
  - ・ D 票
  - ・ E 票



#### マニフェストは産業廃棄物と一緒に旅をします

最初に収集運搬業者へ渡されたマニフェストは、「産業廃棄物を管理するための伝票」として使用され、資料 5 の図 10 (→p.20) のように処理が終わるまで産業廃棄物と一緒に行動をともにします。そして、委託した産業廃棄物の運搬や処分が終わった後、マニフェストはその通知として排出事業者へ所定の何枚かが返ってきます。

なお、平成 30 年の法改正では、マニフェストの虚偽記載等に対する罰則が従来の「6か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」に強化されるなど、マニフェストの重要性が高まっています。

## 4 マニフェストが戻ってきたら

### 内容の確認が必要です

さて、委託した産業廃棄物の処理が適正に行われ、規定どおりにマニフェストが戻ってきました。しかし、これで排出事業者としての責任を果たしたわけではありません。

まず、適正に処理されたことを記載内容から確認してください。

### 運搬・中間処理・最終処分は予定どおり行われていますか？

万が一、マニフェストが表1の期限を過ぎても戻ってこない場合などは、処理業者に対する確認・指示・催促等によって処理の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じます。

そして、表1の期限から30日以内に、講じた措置等を所管の都道府県知事、政令市長、中核市長に報告（措置内容等報告）しなければなりません。

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票、D票	交付の日から 90日	交付の日から 60日
E票	交付の日から 180日	同 左

表1 マニフェストの写しの送付を受けるまでの期間

### 「処理困難通知」を受けたら

処理業者は受託した産業廃棄物処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生した場合、遅滞なく、その旨を排出事業者に書面にて通知しなければなりません。【法第14条第13項】

また、処理困難通知を受けた排出事業者は、運搬や処分の状況を把握するとともに、八王子市長に「措置内容等報告書」を提出しなければなりません。

### 「おかしいな？」と放置しておくと一大事

マニフェストが期限までに戻ってこないのに放置したり、戻ってきたマニフェストの記載内容の確認を怠り、“定められた事項が記載されていない” “虚偽の内容が記載されている”などといった不適正処理のおそれに対して、収集運搬業者又は処分業者に必要な指示・催促をしていない場合には、排出事業者の皆さんにも原状回復命令等の行政処分が科せられます。

## 5 書類の管理

### マニフェストの保存が必要です

規定どおりに戻ってきたマニフェストは、法で定められた期間 **(5年間) 保存**します。

#### 【お願い】返送されたマニフェストの保存方法について

戻ってきたマニフェストは、5年間保存するように定められています。その際には、同じ交付番号の[A,B2,D,E] 各票を組にして整理し、行政等から提示を求められた際に、直ちに応じられるよう、綴りの所在を決めておいてください。

### 契約書は契約終了後から5年間は保存します

委託契約書は、契約終了後（契約を打ち切ってから）5年間保存するように決められています。



### (特別管理)産業廃棄物を自ら処理する場合は、帳簿を作ります

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業者のうち、次のいずれかの事業者は、帳簿の記載と保存が義務づけられています。((特別管理) 産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合には、マニフェストの記載事項と重複するため、帳簿の作成は不要です。)

- ①産業廃棄物処理施設【法第15条第1項】又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設を配置し、自ら処分を行う事業者
- ②産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら処分又は再生を行う事業者
- ③特別管理産業廃棄物を生ずる事業者で、自ら処分を行う事業者

#### 帳簿の記載事項

産業廃棄物の種類毎に記載する。

運搬	1 当該（特別管理）産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該（特別管理）産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

#### 帳簿の扱い

- ①事業場ごとに記載する。
- ②翌月中までに記載する。
- ③1年間ごとに閉鎖する。
- ④閉鎖してから5年、事業場ごとに保存する。

# 資料1 産業廃棄物の種類と具体的な例

表2 産業廃棄物の種類と具体的な例

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	(2)汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3)廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての排油
	(4)廃酸	廃写真定着廃液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック）
	(8)金属くず	鉄くず、アルミニくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	(10)鉱さい	鋳物砂、サンドblastの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12)ばいじん	大気汚染防止法にのばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、 製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 (注：これ以外の業種から発生するコピー用紙などは、事業系一般廃棄物)
	(14)木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品 製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品販貸業 (注：これ以外の業種から発生する②以外のものは、事業系一般廃棄物) ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けの ために使用したこん包用の木材を含む） (注：木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません)
	(15)繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣服その他繊維 製品製造業以外の繊維工業 (注：これ以外の業種から発生する天然繊維製の衣服などは、事業系一般 廃棄物)
	(16)動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物 に係る固形状の不要物（魚や獸のあら、醸造かす、発酵かすなど）
	(17)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獸畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の 不要物
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20)汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 (1)～(19)に該当しないもの	

※上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系の一般廃棄物となります。（ただし(14)②はすべての業種で産業廃棄物になります。）

表3 特別管理産業廃棄物の種類と具体的な例

種類	具体的な例		
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点70℃未満の廃油 →第4類危険物のうち、第三、第四石油類、動植物性油類以外のものなど		
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液→廃硫酸、廃塩酸など		
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液→廃苛性ソーダ液など		
感染性廃棄物	感染のおそれのある産業廃棄物 →病院や研究機関などから排出されるものであって、感染のおそれがある産業廃棄物		
廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 →古い難燃性絶縁油など		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物	ポリ塩化ビフェニルが付着、封入、又は染み込んだ産業廃棄物 →古い高圧トランス、進相コンデンサなど		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの		
指定下水汚泥	指定下水汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの		
鉛さい	鉛さい及び鉛さいを処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの		
廃石綿等(アスベスト)	飛散性のある廃石綿等、又はそれらが付着しているおそれのあるもの →吹き付け石綿、石綿含有(保温、断熱、耐火被覆)材、使用器具・機材など		
廃油(廃溶剤)	下表09、10、11、12、13、14、15、16、17、18、22、24の廃溶剤で特定施設から排出されたもの、及び当該廃油を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの		
廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして省令で定めるもの、及び当該廃水銀等を処分するために処理したもので、省令で定める基準に適合しないもの		
その他	特定施設からの廃棄物のうち、以下の有害物質が基準値を超えて含むもの		
特定有害産業廃棄物	金属等の名称	廃酸・廃アルカリ	汚泥等
	01 アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物	検出されないこと	
		0.05(mg/L)	0.005(mg/L)
	02 カドミウム又はその化合物(カドミウムイエローなど)	0.3	0.09
	03 鉛又はその化合物(鉛丹、鉛白など)	1	0.3
	04 有機りん化合物	1	1
	05 六価クロム化合物(クロム酸、クロム鍍金液など)	5	1.5
	06 硒素又はその化合物(亜硒酸など)	1	0.3
	07 シアン化合物(青酸ソーダなど)	1	1
	08 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.03	0.003
	09 トリクロロエチレン(トリ、トリクレン)	1	0.1
	10 テトラクロロエチレン(パーク、パークレン)	1	0.1
	11 ジクロロメタン(塩化メチレン)	2	0.2
	12 四塩化炭素(テトラクロロメタン、パークロロメタン)	0.2	0.02
	13 1,2ジクロロエタン	0.4	0.04
	14 1,1ジクロロエチレン	10	1
	15 シス1,2ジクロロエチレン	4	0.4
	16 1,1,1トリクロロエタン	30	3
	17 1,1,2トリクロロエタン	0.6	0.06
	18 1,3ジクロロプロペン	0.2	0.02
	19 チウラム(農薬の一種)	0.6	0.06
	20 シマジン(農薬の一種)	0.3	0.03
	21 チオベンカルプ(農薬の一種)	2	0.2
	22 ベンゼン	1	0.1
	23 セレン又はその化合物	1	0.3
	24 1,4ジオキサン	5	0.5
	25 ダイオキシン類	100pg TEQ/L	ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng TEQ/L

## 資料2 産業廃棄物の処理の基準

産業廃棄物の処理（保管、収集運搬及び処分）には、それぞれ法律で定められた基準があります。また、特別管理産業廃棄物には、より厳しい管理が求められます。このうち、排出事業者が行う場合における、産業廃棄物の保管と処理の主な基準は以下のとおりです。

### 産業廃棄物を保管する（排出事業者が、許可業者に引き渡すまで保管する場合）

○事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、定められた技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。【法第12条第2項】

#### 1 保管の場所【施行規則第8条】

- ①周囲に囲いが設けられていること
- ②見やすい場所に、掲示板（縦横各60cm以上）が設けられていること（→図4）

##### （掲示内容）

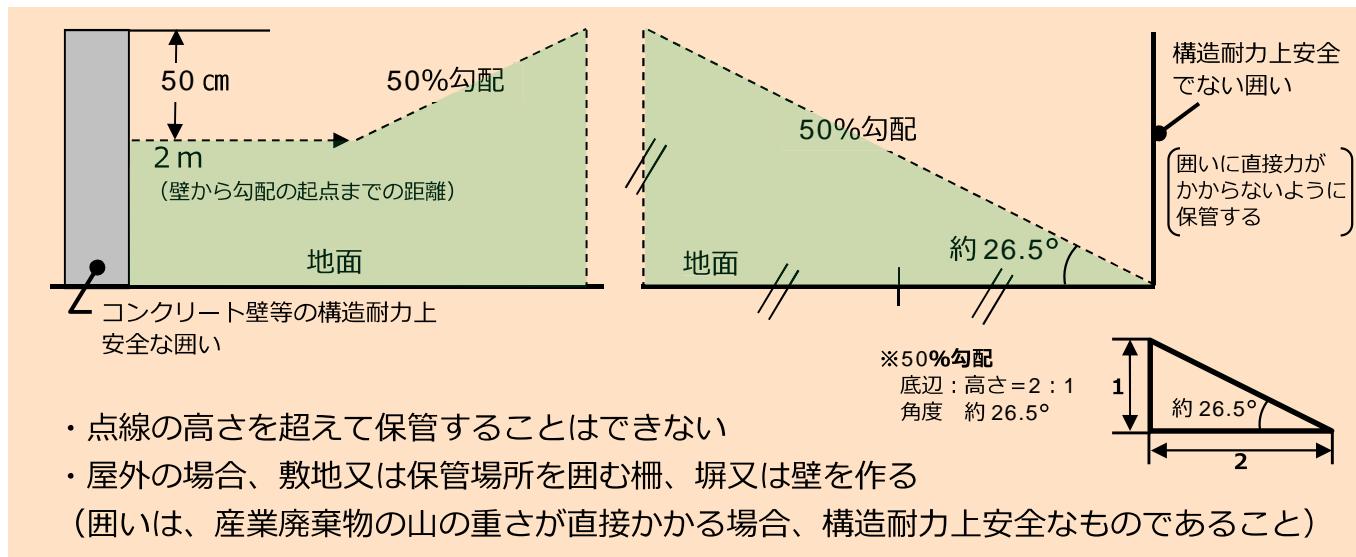
- ・産業廃棄物の保管の場所である旨
- ・保管する産業廃棄物の種類  
(石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨)
- ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・最大保管高さ  
(屋外で産業廃棄物を、容器を使わずに山積みで保管する場合)

(特別管理) 産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者の氏名又は名称及び連絡先	八王子市△△町1-2-3 株式会社 ○×工業 代表取締役 八王子太郎 電話 042-(×××)××××
最大保管高さ	1.8m

図4 掲示板の例

#### 2 保管の場所における措置

- ①汚水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域や地下水の汚染を防止するため、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ②屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合は、高さ制限、斜面制限を守ること（→図5）
- ③その他、産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しないような措置をすること



### 3 害虫対策等

- 保管場所にネズミの生息や、はえや蚊などの害虫が発生しないようにすること

### 4 石綿含有産業廃棄物を保管するとき

- 石綿含有産業廃棄物が、他の物と混合しないように仕切り等を設けること
- 覆いを設ける等、石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講じること

### 5 水銀使用製品産業廃棄物を保管するとき

- 水銀使用製品産業廃棄物が、他の物と混合しないように仕切り等を設けること
- 覆いを設ける等、水銀使用製品産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講じること

### 6 具体的な保管基準の適用例

- できるだけ屋内で保管し、難しい場合は、市販の物置庫等を活用する
- 汚水等が発生する場合は、周囲に排水溝を設け、沈殿槽や油水分離槽を設置する
- 液状の産業廃棄物を保管する場合は、防液堤（漏液全量を受けられる「ます」）を設けて流出を防止する
- 底面はコンクリート等の不浸透仕上げ（可能ならば耐薬品塗装が望ましい）とし、汚水等の地下浸透を防止する
- 壁を利用して産業廃棄物を保管する際に、壁が産業廃棄物の荷重に耐えられる場合は、壁の上端から50cm下げるまでとし、荷重に耐えられない場合は、壁に接しないように産業廃棄物を積む
- 定期的な清掃、駆除剤の散布や蓋付き容器を使用することで、害虫等の発生を予防する
- 産業廃棄物の飛散や雨水の浸透対策として、産業廃棄物をシートやネットで覆う
- 分別した廃棄物が混ざらないように、容器や袋、仕切り板を活用する

## 産業廃棄物を収集運搬する

○事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、定められた運搬又は処分に関する処理基準に従わなければならない。【法第 12 条第 1 項】

### 1 収集運搬基準

- ① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること
- ② 悪臭、騒音、振動で支障が生じないように必要な措置をすること
- ③ 産業廃棄物の飛散、流出や悪臭が発散するおそれのない密閉容器、運搬車両を用いること
- ④ 施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように、必要な措置を講ずること
- ⑤ 運搬車両の外側の見やすい場所に、ステッカー、ペイント等で図 6 のように表示（許可番号の表示は許可業者のみ）し、かつ、運搬中の産業廃棄物に関する書類（自己運搬の場合は、（ア）氏名又は名称及び住所、（イ）産業廃棄物の種類及び数量、（ウ）積載日、（エ）運搬元及び運搬先の名称・所在地及び連絡先等を記載した書類（許可業者の場合は、マニフェスト）を備え付けておくこと

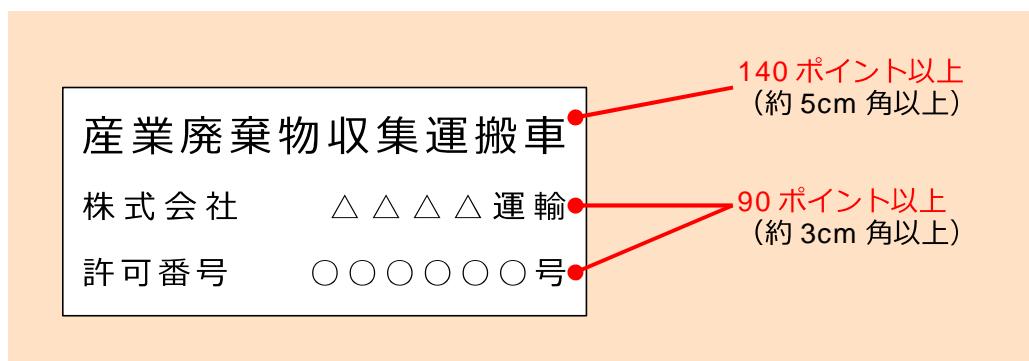


図 6 表示の例

- ⑥ 石綿含有産業廃棄物を破碎することなく、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集運搬を行うこと
- ⑦ 水銀使用製品産業廃棄物を破碎することなく、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集運搬を行うこと

### 2 収集運搬における具体的な基準の適用例

- ・飛散や流出防止のため、産業廃棄物やその運搬容器は丁寧に扱う
- ・運搬車両については、アイドリングストップを励行する
- ・液状の廃棄物を運搬する場合は、廃棄物の性状に応じた運搬容器又はタンク車を使用する
- ・積み込み等に、重機を使う場合は可能な限り低騒音型のものを使用する
- ・臭気の強い産業廃棄物の場合は密閉容器を用い、車両に積載後カバー（ほろ）を掛ける

#### <注意>

建設工事の元請負人は、廃棄物処理法上の排出事業者となります。下請負人は、産業廃棄物処理業の許可を有している場合のみ、元請負人と書面による契約があれば、廃棄物の運搬、処理を受託することができます。

## 産業廃棄物を処分する

○事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、定められた運搬又は処分に関する基準に従わなければならない。【法第 12 条第 1 項】

### 1 焼却処分

○産業廃棄物の焼却を行う場合は、法律の基準を満たす構造の施設を用い、環境大臣が定める方法で行うこと【施行令第 6 条第 2 号イ、第 3 条第 2 号イ】

#### ① 法律の基準を満たす構造

- ・燃焼中は空気取入口と煙突の先端以外に開口部がないこと
- ・燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態で焼却できるものであること
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行える構造（送風機などの設備）を有すること など

#### ② 環境大臣が定める方法

- ・煙突の先端以外から燃焼ガスを出さない
- ・煙突の先端から火炎及び黒煙を出さない
- ・煙突から焼却灰、未燃物を飛散させない

#### <注意>

都条例では、原則として小型焼却炉等の使用を禁止しています。  
ドラム缶、一斗缶を使用した焼却も違法です。

### 2 埋立処分【施行令第 6 条第 3 号】

- ① 安定型処分場（→廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）
- ② 管理型処分場（→鉛を含む金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、廃油、汚泥など）
- ③ 遮断型処分場（→有害な特別管理産業廃棄物、産業廃棄物など）

#### <注意>

みだりに廃棄物を投棄したり、基準に適合しない方法で、地中に埋めたりする行為は、不法投棄とみなされます。

### 3 施設の許可【法第 15 条】

排出事業者が自己処理用として設置する場合でも、法第 15 条に規定された処理施設の設置には都道府県知事、政令市、中核市の市長の許可が必要です。

施設の許可等の詳細・事前相談は、廃棄物対策課までお問い合わせください（→p.29 問い合わせ先）。

# 資料3 産業廃棄物の委託の基準

## 産業廃棄物の処理を委託する

- 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については法第14条第12項に規定する収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。【法第12条第5項】
- 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、定められた基準に従わなければならない。【法第12条第6項】
- 事業者は、委託処理する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。【法第12条第7項】

### 1 委託基準【施行令第6条の2】

- ① 産業廃棄物の運搬にあっては、収集運搬業の許可等を有し、委託する産業廃棄物がその許可品目の中に含まれていること
- ② 産業廃棄物の処分にあっては、処分業の許可等を有し、委託する産業廃棄物がその許可品目の中に含まれていること
- ③ 法律で定められた事項について、書面で契約書を締結すること（→p.15 資料4）

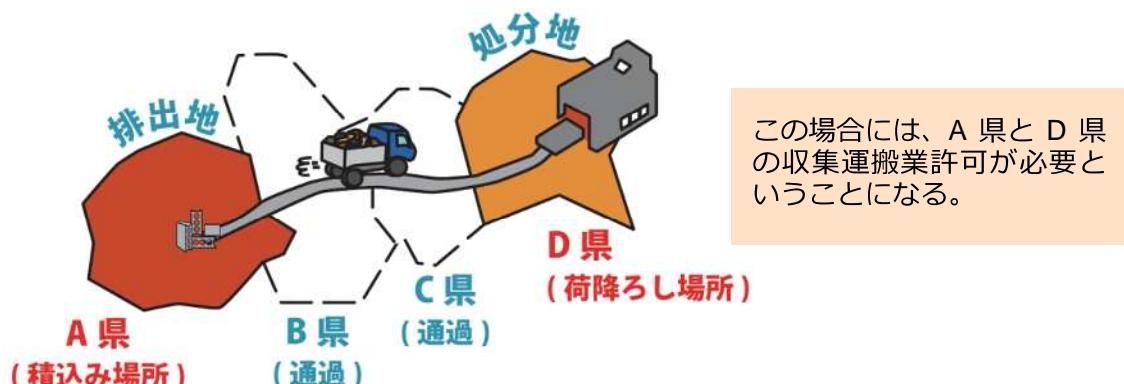


図7 収集運搬業の許可

### 2 契約書に添付すべき書面【施行規則第8条の4】

- ① 産業廃棄物処理の委託契約の相手方となる許可業者の許可証の写し
- ② その他、その業務を受託できる事業者であることを証する書面（各種認定制度の認定書の写し等）

### 3 罰則

基準を守らずに産業廃棄物の処理委託をした場合の罰則については、p.23 資料6を参照してください。

## 資料4 委託契約書の記載事項

○次に掲げる事項が含まれていること【施行令第6条の2第4号】

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類、保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の6項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

表4 委託契約書に含める事項

☆収集運搬業と処分業の両方の許可を持つ処理業者に、収集運搬から処分までの委託をする場合は1本の契約書で可能ですが、その場合は上表の両方（収集運搬、処分）の項目全てを含める必要があります。

### （参考）東京都モデル契約書

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial\\_waste/on\\_waste/commission/contract\\_commission.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission.html)

※表4の項目が含まれていれば、市販されている委託契約書の様式等でも問題ありません。

## 廃棄物データシート（WDS）

廃棄物を適正に処理するためには、その廃棄物の特性に応じた処理が必要ですが、処理過程において有害物質等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分提供されないことに起因する事故や有害物質の混入等の課題が発生することがあり、廃棄物情報の適切な伝達が求められています。そのため、処理過程における事故を未然に防止するため、情報提供の望ましいあり方をガイドラインとして環境省が示しました。

平成 18 年 7 月から委託契約書の中に「有効期間中に適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達に関する事項」を記載することが義務づけられたことから、排出事業者は、産業廃棄物の処理委託に当たって、廃棄物情報を WDS 等で通知し、これを基に処理業者と十分打合せを行うことが求められています。

(参考)

- ・環境省報道発表資料：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7092>
- ・廃棄物情報の提供に関するガイドライン：<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

＜注意＞廃棄物データシート（WDS）は法定様式ではありませんので、別途簡易な書式等を用いて処理業者に情報提供を行ってもかまいません。

# 資料5 マニフェスト（産業廃棄物管理票）

## 1 様式

図8のような様式が省令で定められています。【施行規則第8条の21第2項】

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

① 産業廃棄物管理票						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名 ④	
事業者	氏名又は名称		③	名称		
	住所 〒	②		事業場	住所 〒	電話番号
産業廃棄物	種類 ⑪		数量 ⑪	荷姿 ⑦		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ⑩					
最終処分の 場所	所在地 ⑧					
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の 事業場	名称		
	住所 〒	⑤		所在地 〒	⑥	電話番号
処分受託者	氏名又は名称		積替え又は 保管	所在地 〒		
	住所 〒	⑤		電話番号	⑥	所在地 〒
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) ⑨	受領印(印)	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) ⑨	受領印(印)	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了 年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地 ⑧					

（記載上の注意）

- 日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 余白には斜線を引くこと。
- 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

図8 マニフェストの省令様式

## 2 管理票の記載事項

- 管理票の交付年月日及び交付番号
- 運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び所在地
- 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- 管理票の交付を担当した者の氏名
- 運搬又は処分を受託した者の住所
- 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- 産業廃棄物の荷姿
- 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- 運搬又は処分担当者の氏名・押印
- 中間処理業者にあっては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び施行規則第8条の31の2第3号に規定する登録番号
- 当該産業廃棄物の数量（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量も併記）

### 3 市販のマニフェスト様式

省令の様式に準じたものとして、国と直接調整済みのマニフェストが市販されています。

	<p>○発行元 (社) 全国産業廃棄物連合会</p>
	<p>○対象 汎用（直行用、区間委託用）</p>
	<p>○購入場所（都内） (社) 東京産業廃棄物協会 (→p.29 問い合わせ先)</p>
	<p>○発行元 建設九団体副産物対策協議会</p>
	<p>○対象 建設廃棄物</p>
	<p>○購入場所（都内） 建設マニフェスト販売センター TEL : 03-3523-1630 (社) 東京産業廃棄物協会 (→p.29 問い合わせ先)</p>

表 5 市販のマニフェストの例

### 4 その他のマニフェスト様式

上記以外の場合で、全国オイルリサイクル協同組合（廃油、Tel : 03-5250-5086）など、各業界団体が独自に作成したマニフェスト様式があります。

都道府県等の条件付の判断に基づくものがありますので、その条件や使用できる地域等をよく確認してから使用してください。

**<注意> 省令様式以外の様式で、行政と調整せずに作成したマニフェストの場合は、適正に使用した場合でも不交付とみなされる場合があります。**

## 5 マニフェストの記入方法

赤字の部分は排出事業者が産業廃棄物を引き渡す際に記入した上で交付します。

## 様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票						
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	交付番号	プラ-〇〇〇〇〇	交付担当者	氏名 総務部 八王子 太郎	
事業者	氏名又は名称 (株)〇〇〇商店		事業場	名称 (株)〇〇〇商店 〇〇工場		
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都八王子市〇〇2-8-1			住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都八王子市××町 4-6-3		
	電話番号 042-〇〇〇-〇〇〇〇			電話番号 042-〇〇〇-〇〇〇〇		
産業廃棄物	種類 廃プラスチック類			数量 1トン	荷姿 コンテナ入	
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
最終処分の 場所	所在地 〇〇県〇〇〇市〇〇3-2-1					
運搬受託者	氏名又は名称 (有)〇〇運輸		運搬先の 事業場	名称 (株)〇〇クリーンエコセンター 八王子事務所		
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都八王子市〇〇1-23			所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇〇123-45		
	電話番号 042-〇〇〇-〇〇〇〇			電話番号 000-〇〇〇-〇〇〇〇		
処分受託者	氏名又は名称 (株)〇〇クリーンエコセンター		積替え又は 保管	所在地 〒		
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△市△△1-2-3			電話番号		
	電話番号 000-〇〇〇-〇〇〇〇					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印(印)	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印(印)	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了 年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					
(記載上の注意) <ol style="list-style-type: none"> <li>日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</li> <li>余白には斜線を引くこと。</li> <li>「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。</li> <li>「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。</li> <li>運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。</li> </ol>						
中間処理業者が記入						
収集運搬業者が記入						

図9 マニフェストの記入例（積替保管を行わない場合）

【交付番号】：事業者が当該管理票を特定できる任意の番号（例 プラ-1・2・3……）を記入します。

市販品には、予め交付番号を打刻しているものがあります。その場合は、整理番号欄などを活用してください。

**【交付担当者】**：事業者の氏名・名称ではなく、立会い、引渡しを担当した従業員の氏名を記入します。

**【種類】**：産業廃棄物 20 品目から該当名を記入します。市販品では、列記した品目名にチェックする形式が多くみられます。ただし、品目ごとの分別がそれ以上不可能な場合には、混合廃棄物としての扱いとします。混合廃棄物の場合、含まれる産業廃棄物の種類とともに、混合廃棄物の具体的な品名（シュレッダーダスト、ロッカー、OA 机など）を記入します。

**【数量】**: 重量 (kg,t)、容量 (m<sup>3</sup>,L)、個数 (個,本) など単位は限定されていません。  
(\*行政等の各種調査は重量を基本とする場合が多い)

【荷姿】：コンテナ、バラ、ドラム缶、ポリ容器、MD（メディカル）ボックスなど具体的に記入します。

## 6 マニフェストの運用

マニフェストは、産業廃棄物の種類ごと、行き先ごとに交付します。

運搬又は処分を終了した日から 10 日以内にマニフェストの写しが委託業者から排出事業者に送付されます。

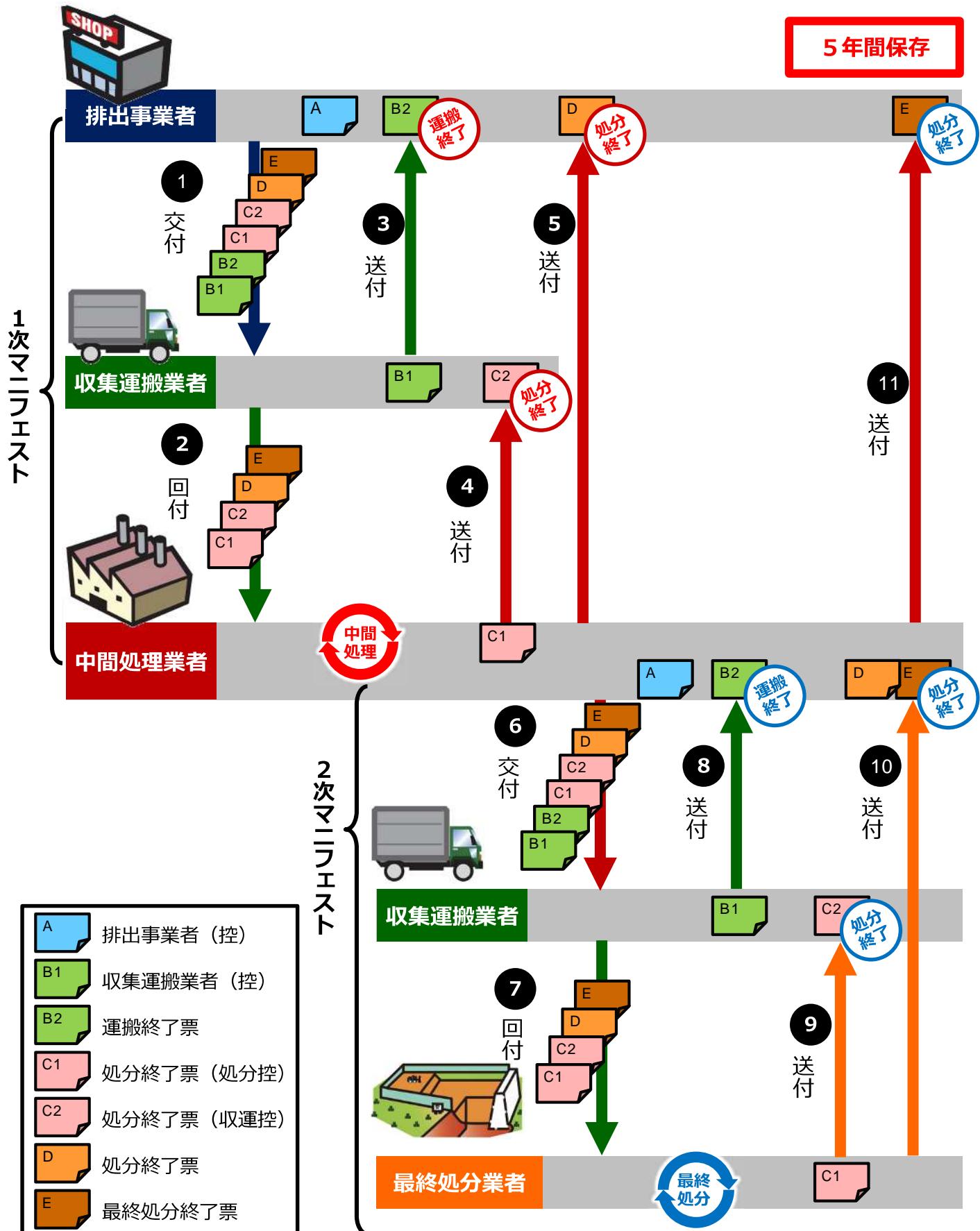


図 10 マニフェストの流れ

## 7 産業廃棄物管理票交付等状況報告書【法第12条の3第7項、施行規則第8条の27】

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、排出事業者が前年度1年間に交付したマニフェストの交付状況等について、事業所ごとに図11の様式の報告書にまとめて、毎年6月30日までに都道府県知事、政令市長、中核市長へ提出するものです。

なお、平成12年厚生省令第115号により平成20年4月1日まで適用が猶予されていましたが、この措置が解除され、管理票を交付したすべての事業者について提出が義務化されました。

様式第三号(第八条の二十七関係)

1 / ページ

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 年度)							
八王子市長 殿		報告者 住 所		平成 年 月 日			
		氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。							
事業場の名称						業種	
事業場の所在地						電話番号 ( )	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号
1	[ ]					〒	
2	[ ]					〒	
3	[ ]					〒	
4	[ ]					〒	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載とともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

図11 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式

事業場の名称							業種	I58 飲食料品小売業	
事業場の所在地							電話番号	042(***)* ***	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	(31) 蛍光灯・ランプ(水銀製品)	0.5	3	*****	(株)高尾商事	〒143-0002 東京都八王子市戸吹町*-*-*	*****	(株)高尾リサイクル	〒
2	(31) 蛍光灯・ランプ(水銀製品)	0.2	1	*****	高尾運輸(株)	〒143-0002 東京都大田区城南島*-*-*	*****	城南島商事(有)	〒
3	(49) その他混合 廃プラ・金属くず	0.3	2	*****	高尾運輸(株)	〒143-0002 東京都大田区城南島*-*-*	*****	城南島商事(有)	〒
4	(49) その他混合 廃プラ・金属くず	0.1	1	*****	高尾運輸(株)	〒135-0052 東京都江東区潮見*-*-*	*****	江東机リサイクル(株)	〒

図12 報告書記入例 (一例)

### ポイント

- 前年度4月1日～3月31日までに交付したマニフェストについて報告する。
- 事業場単位でまとめる(ご不明な場合は各自治体等にご確認ください。)。
- 産業廃棄物の種類ごと、委託業者ごとに分けて記載する。

## 8 電子マニフェスト【法第12条の5】

電子マニフェスト制度とは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)が運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などから電子化したマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。

処理の終了報告が電子メールなどで排出事業者に通知され、データ管理は情報処理センターで行われることから、マニフェストの保存も必要ありません。ただし、電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。

### ① 電子マニフェストのメリット

- ・記載漏れが防げる
- ・処理終了の報告が情報処理センターから行われ、照会も容易
- ・マニフェストの保存義務がない

**・産業廃棄物管理票交付等状況報告書(→p.21)も情報処理センターから行政側に報告されるため、提出義務がない**

### ② 問い合わせ先

(財)日本産業廃棄物処理振興センター(→p.29 問い合わせ先)

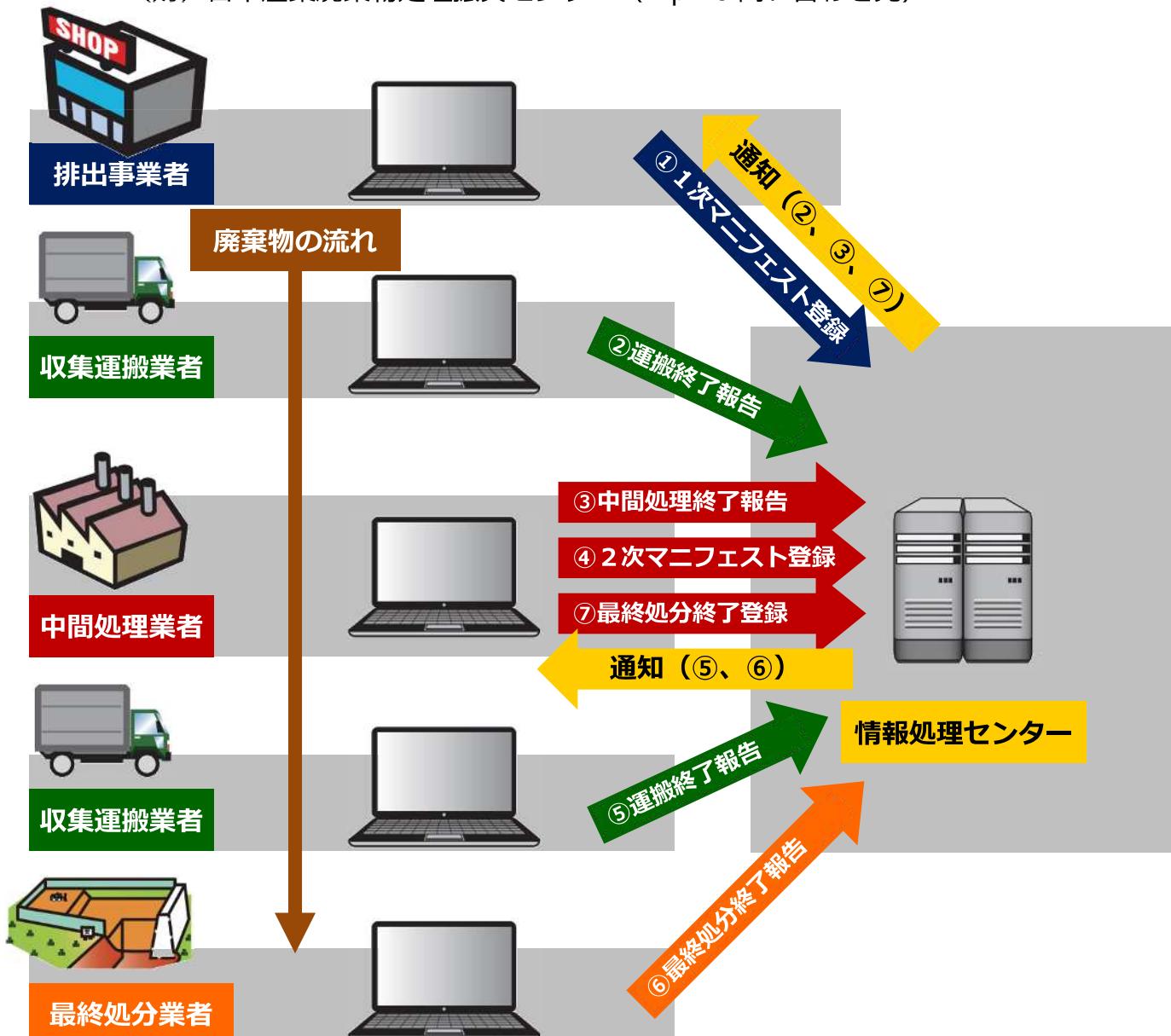


図13 電子マニフェストの流れ

## 資料6 罰則

廃棄物処理法の罰則は、他の法律と比較しても大変厳しいものです。また、実行行為者だけでなく、その法人に対しても罰金刑を科せられる場合があります（両罰規定：最高3億円以下の罰金刑）。

廃棄物の処理を委託業者に任せたら、それで終わりということにはならないため、くれぐれもご注意ください。

違反項目 (排出事業者に係る主なもの)	罰則	措置命令※
	(懲役)、(罰金)	
廃棄物の不法投棄、不法焼却	【法第25条】 5年以下の懲役若しくは1,000万円 以下の罰金又は この併科	適用
無許可業者への委託禁止違反		適用
無許可営業		
措置命令違反 (措置命令※に従わない)		
廃棄物の処理・保管基準に係るもの 改善命令違反	【法第26条】 3年以下の懲役若しくは300万円 以下の罰金	適用
委託基準違反		適用
マニフェスト 不交付、未記載、虚偽記載、 交付を受けずに運搬	【法第29条】 1年以下の懲役若しくは100万円 以下の罰金	適用
マニフェスト 保存義務違反		
マニフェスト 未受領時等の適正措置義務違反		
帳簿記載、保存違反	【法第30条】 30万円以下の罰金	
特別管理産業廃棄物管理責任者 設置義務違反		
報告徴収違反、立入検査拒否・妨害		

表6 廃棄物処理法の主な罰則

### ※措置命令【法第19条の5、法第19条の6、法第19条の7】

不法投棄などの不適正処理により、生活環境に支障が生じたり、そのおそれがある場合に、都道府県知事等が処分者等（排出事業者、処理業者など）に対し、その支障の除去等の措置を期限を定めて命令すること。委託した処理業者が行った行為であっても、排出事業者が適正な処理料金を支払っていないかった場合や、廃棄物処理法に違反していた場合には、排出事業者も措置命令の対象となります。

# 資料7 「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」認定制度（第三者評価制度）



産廃エキスパート



産廃プロフェッショナル

産業廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者へ委託することが重要です。東京都では、平成21年度から優良な産業廃棄物処理業者を認定する第三者評価制度を実施しておりますので、処理業者選定の際の参考にご利用ください。  
※廃棄物処理法に基づく優良産廃業者認定制度とは別の制度です。

## 1 制度の概要

平成21年10月に都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度。

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都、市が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度。

## 2 制度のねらい

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展



## 3 認定区分

- ① 産廃エキスパート（トップランナー的業者）
- ② 産廃プロフェッショナル（中核的役割を担う優良業者）

## 4 評価内容（一部抜粋）

認定区分ごとに、遵法性、安定性、先進的な取組の3つの項目について評価を行っています。各項目には、それぞれ下記に示すような評価事項があります。

- ① 遵法性 ..... 法定要件・義務を確実に履行していることを確認します。  
(例) 環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。
- ② 安定性 ..... 安定的で信頼がある自主的な運営を行っていることを確認します。  
(例) 過去2年間負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。
- ③ 先進的な取組 ..... 環境貢献活動等、先進的な取組を行っていることを確認します。  
(例) CSR報告書や環境報告書を作成している。

※認定の詳細及び認定業者の情報については、公益財団法人東京都環境公社のホームページでご確認いただけます。

○（公財）東京都環境公社ウェブサイト：<http://www.tokyokankyo.jp>

# 産業廃棄物 Q&A

## Q1 有価物とはどのようなものを指しますか？

A1 占有者が自ら利用し、又は他人に有償売却できるもので、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引の価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断します。

## Q2 産業廃棄物に分類される廃棄物を「家庭ごみの収集と一緒に朝出して良い」と言われ、今も出し続けています。これは違法行為ですか？

A2 違法行為になります。産業廃棄物は排出事業者が処理をするのが原則です。家庭ごみと一緒に出すなさいでください。

## Q3 事務所で使用した事務机やロッカーを廃棄したいのですが、産業廃棄物になりますか？

A3 産業廃棄物になります（木製の机の場合は一般廃棄物）。金属くずや廃プラスチックの混合物として、両方の許可品目を持つ処理業者に委託します。ただし、実際に机を問題なく処理できるか（過去に処理した実績があるか等）を確かめてから委託しましょう。また、場合により区市町村の粗大ごみとして取扱いができる場合もあります。中小企業対策等として、基準を定めた上で実施している場合もありますので、地元の区市町村にお問い合わせください。

## Q4 飲食店からの天ぷら油類は産業廃棄物ですか、一般廃棄物の食品残渣ですか？

A4 あらゆる事業活動から排出される廃油について、産業廃棄物と規定されていますので、飲食店からの廃油も産業廃棄物になります。

## Q5 事務所の冷蔵庫を廃棄する場合、産業廃棄物の品目は何になりますか？

A5 金属くず、廃プラスチック類などの混合物になります。ただし、家電リサイクル法の対象品目（洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）に含まれるため、所定のリサイクルルートに乗せる必要があります。その際には、廃棄する家電を購入したお店や新品を購入したお店が窓口になります。  
なお、事務所から排出される廃冷蔵庫は産業廃棄物として運搬や処分を行うことも可能ですが、処理業者が家電リサイクル法で定められたリサイクル率の達成や、フロンガス類の回収ができる処分業者に委託しなければなりません。

## Q6 自動販売機に備え付けられた回収ボックスで回収された飲料容器の排出事業者は誰になりますか？

A6 空容器の回収を行っている事業者が排出事業者となります。したがって、土地や建物の管理者が自動販売機及び空容器の回収ボックスを設置管理している場合には、当該土地や建物の管理者が排出事業者となり、土地や建物の所有者との契約等によりベンダーが空容器の回収を行うことになっている場合は、当該ベンダーが排出事業者となります。

## Q7 工場長、支店長等が契約者になることはできますか？

A7 委託契約書は、一般的に排出事業者の代表者名で締結するものですが、代表者から契約の締結権限を委任されている場合は、工場長名、支店長名等で締結することも可能です。

## Q8 「もっぱら物」を扱う場合でも許可が必要となりますか？

A8 もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物（通称「もっぱら物」）、すなわち古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維（昭和46年10月16日環整43号通知）のみを再生目的で扱う業者（通称「もっぱら業者」）は、廃棄物の処理業者ではありませんが、処理業の許可を必要としません。

「もっぱら業者」にもっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理（再生利用のための収集運搬及び処分に限る。）を委託する際は、マニフェストを交付する必要はありませんが、廃棄物の処理委託契約書は必要となります。また、この場合であっても引渡し伝票などで記録を残しておくことが求められます。

## Q9 「認定制度・指定制度で許可がいらない」という業者がいます。大丈夫ですか？

A9 廃棄物処理法では、他人の産業廃棄物の収集運搬や処分を行うためには、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要がありますが、国、もっぱら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を行うもの（Q8 参照）のほか、環境大臣や都道府県知事等から指定・認定を受けた業者は産業廃棄物処理業の許可を受けずに収集運搬や処分を行うことができます。

指定制度・認定制度には、表7のような種類があります。

- 認定業者等に産業廃棄物の処理を委託する場合には、必ず認定等を受けていることを証する書類の写しを入手し、委託契約書（廃棄物処理委託契約はすべて必要です。）に添付してください。
- 認定業者は、環境省のホームページで確認できます。

種類	内容	マニフェスト
指定制度	広域処理指定業者 ・施行規則第9条第4号	「広域的に収集運搬、処分されることが適当であるものとして、環境大臣が指定したもの」で環境大臣の指定を受けた者 必要
	個別指定再生業者 ・施行規則第9条第2号 ・施行規則第10条の3第2号	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物」のみの処理を行う者で都道府県知事の指定を受けた者 不要
認定制度	再生利用認定制度 ・法第9条の8 ・法第15条の4の2	「環境省令で定める一般・産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者」で、環境大臣の認定を受けた者 ※平成19年10月26日より、環境省令で定める一般・産業廃棄物に「金属を含む廃棄物（当該金属を減量として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）」が追加されました。 不要 (ただし、資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除く。)
	広域認定制度 ・法第9条の9 ・法第15条の4の3	「環境省令で定める一般・産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者」で環境大臣の認定を受けた者 不要
	無害化処理認定制度 ・法第9条の10 ・法第15条の4の4	「石綿が含まれている、その他環境省令で定める一般・産業廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者」で、環境大臣の認定を受けた者 必要

表7 廃棄物の指定、認定制度一覧

## Q10 複数のテナントが入っているビルから排出される産業廃棄物の排出事業者は誰になりますか？

A10 ビルの共有部分からの廃棄物はビルの所有者等(所有者又は占有者でビルの運営権限を有する者)、テナント事業活動により排出されたものは、各テナントが排出事業者になります。このため、契約は各排出事業者（ビルの所有者等及び各テナント）が行うことになります。

ただし、マニフェストについては、ビルの所有者等が各テナントの産業廃棄物集荷場所を提供し、適切な管理が行われている場合には、ビルの所有者等が各テナント分のマニフェストの交付を代行することも可能です。

なお、この場合でも、各テナントの排出事業者としての責任がビル所有者等に転嫁されることはありません。

## Q11 委託契約書を電子化することができますか？

A11 法令によって民間事業者に保存が義務付けられている書面の電子化を認める e 文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律）等の施行に伴い、廃棄物処理法に定められている委託契約書等についても、従来の書面（紙）による作成・保存等に代えて、「電磁的保存・作成・交付」が可能となっています。

具体的には法の定めにより、パソコンの文書作成ソフトを使用した電磁的な委託契約書の作成等や、従来の書面（紙）による委託契約書をスキャナーでパソコンに読み込み電磁的に保管する方法が認められています。

ただし、e 文書法の適用対象となる文書に、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）は含まれていませんので、注意してください。

## Q12 産業廃棄物の処理業者は、どうやって探すのですか？

A12 排出事業者は、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な処置を講ずるよう努めなくてはなりません。

排出事業者である皆さんのが判断し、納得の上、収集運搬業者及び処分業者と委託契約の手続きを行ってください。

① 東京都・八王子市が「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」と認定した業者から探す	(公財) 東京都環境公社のホームページで認定業者が閲覧できます (→p.24 資料 7)。
② 都道府県等の許可業者名簿から探す	八王子市では、インターネットで検索・閲覧ができます (→問い合わせ先)。※収集運搬（保管積替あり）、中間処理業者は処理実績なども確認することができます。
③ インターネットで検索する	(財) 産業廃棄物処理事業振興財団 → <a href="http://www.sanpainer.or.jp">http://www.sanpainer.or.jp</a>
④ 業界団体に問い合わせる	(社) 東京都産業廃棄物協会 (→問い合わせ先)

## Q13 処理施設での再生（リサイクル）後、売却するという契約の場合、マニフェストのD票、E票はいつ返してもらえばよいのですか？

A13 原則として、処理施設での再生により有価物（具体的には製品として出荷できる姿）となつた時点で廃棄物の処分が完了したとみなされますので、その日付を処分年月日及び最終処分年月日としてD票及びE票に記入し、**処理業者**から送付してもらうようにしてください。

リサイクルと称していても、製品としての売却が実態として行われていないような不適正処理も考えられますので、契約時にこれまでの売却実績や売却先の確認を行うようにしましょう。

また、マニフェストのD票、E票の他に、売却伝票の写しを貰うなど、適正処理が行われたことを確認するように努めましょう。

## Q14 処理業者がマニフェストを紛失したため、再交付を求められました。再交付をしてもいいですか？

A14 マニフェストは産業廃棄物の処理業者への引渡しと同時に交付するものであり、後日再交付することはできません。

廃棄物処理法ではマニフェストに関して、適正処理の確認とマニフェストの写しの保管を義務付けています。

例えば、処分業者が送付するマニフェストのD票、E票を紛失した場合は、適正に処理が行われたことを確認後、紛失前後で入手可能なマニフェスト（収集運搬業者又は処分業者の手元に残っているマニフェスト（C1もしくはC2票））をコピーし、紛失したD票、E票の代わりとして使用するなど状況に応じて対応してください。その際には、備考欄に紛失の事情など必要な事項を記載したうえで運用してください。

### その他、産業廃棄物の種類個別

<b>廃トナー</b>	廃プラスチック類に該当します。トナーは、帯電性を持ったプラスチック粒子に黒鉛、顔料等の色粒子を付着させたミクロサイズの粒です。なお、トナーカートリッジは広域認定（Q9 参照）による回収・リサイクルが行われています。
<b>廃試薬、廃薬品等</b>	液状であれば廃酸・廃アルカリ、溶剤の場合は廃油、泥状であれば汚泥に該当します。 廃薬品や廃試薬の中には特定有害産業廃棄物に該当するものもあり取扱いには注意が必要です。 委託処理する場合には、含有物質に応じて適正な処理ができる業者に委託するとともに、受託する業者にはその組成、性状、有害性等の情報を提供することが必要です。
<b>油の付着したウェスや軍手</b>	当該ウェスや軍手が、合成繊維製の場合は「廃プラスチック類」となり、天然繊維製の場合は一般廃棄物となります。 また、油については、産業廃棄物の「廃油」となり、油の付着したウェスや軍手は、これらの混合物となる場合があります。

このほか、種々の産業廃棄物に関するQ&Aについては、九都県市のホームページにも掲載していますので、下記のアドレスにアクセスしてください。

○九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会のホームページ（Q & A検索）

<https://www.re square.jp/jigyou/qa/>

# 問い合わせ先

## 八王子市

### 資源循環部 廃棄物対策課

〒192 8501 東京都八王子市元本郷町 3 24 1

TEL:042 620 7458 FAX:042 622 7262

ホームページ: <http://www.city.hachioji.tokyo.jp>

## 東京都 環境局

### 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

〒163 8001 新宿区西新宿 2 8 1

指導係 TEL:03 5388 3586

審査係 TEL:03 5388 3587

規制監視係 TEL:03 5388 3589

### 多摩環境事務所 廃棄物対策課

〒190 0022 立川市錦町 4 6 3

審査係 TEL:042 528 2693

規制指導係 TEL:042 528 2694

### 産業廃棄物対策課ホームページ

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial\\_waste/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html)

## 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101 0047 千代田区内神田 1 9 13 柿沼ビル 7 階

TEL: 03 5283 5455

ホームページ: <http://www.tosankyo.or.jp>

- ・処理業者の紹介
- ・汎用マニフェストの購入
- ・(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習

※平成 31 年 4 月 1 日以降、「一般社団法人東京都産業資源循環協会」に名称変更予定

## 公益財団法人東京都環境公社

TEL: 03 3644 1381 (優良性認定評価室)

ホームページ: <https://www.tokyokankyo.jp/>

- ・「産廃工キスパート」「産廃プロフェッショナル」について

## 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JW センター)

TEL: 0800 800 9023 (サポートセンター)

ホームページ: <http://www.jwnet.or.jp>

- ・電子マニフェスト制度について

# **産業廃棄物適正処理ガイドブック**

平成 30 年 11 月発行

**発行 八王子市資源循環部廃棄物対策課**

東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番地 1 号

電話 042 620 7458

FAX 042 622 7262